

## 「共謀罪」の新設に改めて反対する会長声明

1 共謀罪に関する法案は過去3度廃案になっているが、政府は、再度法案を国会に提出する方針であると報道されている。

過去に廃案となった共謀罪法案は、長期4年以上の刑を定める犯罪について、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの遂行を共謀した者を処罰する規定であった。2006年4月からの第164回通常国会における与党修正の最終案においては、当時619もの犯罪が対象となっていた。なお、対象犯罪の数は、現在は700近くと予想され、今後の刑罰規定の新設及び既存の刑罰の重罰化を考慮すれば、適用される犯罪がさらに拡大する可能性がある。

2 そもそも共謀罪は、実行行為や予備行為すら行われていない合意の段階で処罰をするものである。これは外形的行為を伴わない意思の段階では処罰しないという我が国の刑法の基本原則に反するものである。また、個人の行為ではなく個人の思想や表現を処罰することにつながる点で思想信条の自由、表現の自由に対する侵害となりうる。さらに、「団体」は、運用次第では、市民団体や労働組合も含みうるものであり、そうなると、集会結社の自由に対する侵害の危険性が非常に大きい。

加えて、共謀は默示のものも含むとされている。過去の共謀罪法案を見る限り、どの程度具体性、特定性をもった意思連絡があった場合に共謀が成立するのか不明確であった。目配せでも共謀が成立するとの議論もあり、そうであれば捜査機関において共謀があったはずだと考えれば、逮捕、処罰につながる可能性があり、捜査機関の恣意を許すことになりかねないものである。

以上のように、共謀罪は、基本的人権を尊重する、憲法に反する疑いの強い法案であり、国民に対する萎縮効果も極めて大きいものである。

3 政府は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を批准するために、共謀罪を新設する必要があると説明しているが、同条約を批准することは現行法制下においても十分に可能であり、必要性は認められない。また、組織犯罪に関連する重大な犯罪を防止するためとの理由で、長期4年以上の刑を定める犯罪(700以上)を一律に広く共謀罪として処罰する規定を設ける必要性も認められない。

4 近年、与党が圧倒的多数を占める国会情勢を背景にして、憲法違反の疑いが強い法案が、慎重審議を求める国民の声を無視して可決される状況が続いている。かかる国会情勢の下、共謀罪を新設する法案が提出されてしまえば、基本的人権に対する配慮や慎重な審議もなされぬまま可決されてしまう恐れが大きいと懸念される。

当会は、2005(平成17)年11月14日の会長声明において共謀罪の新設に反対しているが、冒頭に述べたとおり再度法案の提出を検討している政府の動向及び最近の立憲主義の危機に鑑み、改めて共謀罪の新設に断固として反対することを表明する次第である。

2015年10月13日

釧路弁護士会  
会長 阪口 剛